

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例及び施行規則
意見募集の趣旨	静岡県新文化施設（旧ヴァンジ彫刻庭園美術館）の運営に向け、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」といいます。）の規定に基づく公共施設等運営権方式（コンセッション方式）による公募を実施するにあたり、PFI法第18条に基づき、必要な手続等について条例を制定します。なお、条例では、民間事業者の選定手続、運営等の基準等を定めることとし、手続に必要な申請等の取扱いについては、条例から委任された規則において定めることとします。 つきましては、この条例案及び施行規則案に対する県民の皆様からのご意見を広く募集します。
意見の提出期間	令和7年7月4日（金）から 令和7年7月28日（月）まで
意見の提出方法	郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式任意）を提出してください。 なお、いただいた御意見の内容について照会させていただく場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。
意見の提出先	1 郵送の場合 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課 2 ファクシミリの場合 054-221-2827 3 電子メールの場合 arts@pref.shizuoka.lg.jp
問い合わせ先	静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課 電話番号 054-221-3271 メールアドレス arts@pref.shizuoka.lg.jp
備考	・御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県ホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、個別には回答いたしませんので、御了承ください。 ・電話での御意見は御遠慮ください。必ず、上記「意見の提出方法」によっていただきますようお願いいたします。 ・パブリック・コメント制度では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。

※意見提出様式は任意です。この様式は参考です。

(別紙：参考様式)

静岡県新文化施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例及び施行規則に関する意見

フリガナ	
氏 名	
住 所	
連絡先 (電話番号等)	
意 見	
理 由	